令和７年度版
環境報告書

独立行政法人
地域医療機能推進機構
Japan Community Healthcare Organization

環境報告対象範囲

- 対象組織　本部　※JCHO 研修センター含む

  各地区事務所　（全国３ヶ所）

  病院　（全国５７ヶ所）

- 期　間　令和７年４月～令和８年３月

- 担当部署　地域医療機能推進機構本部　総務部広報文書課

- 連 絡 先　住所　東京都港区高輪３－２２－１２

  電話　０３－３４４５－０８４６

  URL　http://www.jcho.go.jp/

※小数点を四捨五入している部分があるため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

目　　次

Ⅰ　環境配慮の基本方針

1　理事長挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　ＪＣＨＯ環境配慮の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　ＪＣＨＯの概要

1　沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2　事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅲ　ＪＣＨＯにおける環境配慮取組実績

1　総エネルギー資源投入量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

2　温室効果ガスの排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

3　環境物品等の調達実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

4　省エネルギーへの取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

5　温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定・・・・・・・・・・１４

Ⅰ　環境配慮の基本方針

1　理事長挨拶



地域医療機能推進機構（JCHO）は、2014 年４月に、社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院の３つの団体が統合されてできた、全国 57 の病院からなる独立行政法人です。全国規模で高度急性期医療から地域包括ケア、介護事業、健診事業、さらには地域医療連携や医療人材の育成まで幅広い活動を展開しています。

医療を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、社会の変化のスピードもますます速まっています。これから 2040 年に向けて 85 歳以上の高齢者は現在の約 750 万人から約 1,000 万人へと約 1.5 倍に増加します。それに伴って 85 歳以上の高齢者の救急搬送も急増することが予想されています。

このような状況の変化を踏まえると、「治す」医療に加えて、ADL の維持や QOL を重視した「治し支える」医療の提供が一層重要となります。これはまさしく、急性期の入院医療からリハビリテーション、訪問看護、介護サービスまで幅広く展開している私たち JCHO の得意分野です。

地域から信頼され必要とされる医療・介護を提供し、激変する社会環境のなかでも地域の安心を支えるために、これからも真摯に努力してまいります。

このような人に寄り添う活動を推進するＪＣＨＯでは、地球環境への優しさもまた大切な責任と認識し、環境負荷低減への取組みを積極的に進めています。環境物品等の調達の推進を図るための方針や温室効果ガス排出の抑制のための実行計画の策定をはじめ、環境配慮契約の締結やグリーン購入法に基づいた環境物品の調達の推進、温室効果ガスの排出量削減を考慮したＬＥＤ照明による電気使用量の軽減など、地域医療に貢献しながら、機構全体で日々環境負荷低減に取り組んでいます。この報告書を通して、ＪＣＨＯの環境への取り組みについてご理解を深めていただければ幸いです。

独立行政法人地域医療機能推進機構
理事長　　山本　修一

２　ＪＣＨＯ環境配慮の基本方針

（１）環境物品の調達(グリーン購入)目標達成に努めます。

ＪＣＨＯは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」に基づいて環境物品等の調達を推進するため、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、品目ごとに数値目標を決めて取り組んでいます。また、グリーン購入法に基づく調達方針の基準を満たさない環境物品の調達に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等の環境物品を調達するよう努めています。

実績が目標値に及ばない品目については、今後、病院等の運営状況に留意しつつ、環境物品の調達を一層進めてまいります。

（２）省エネ・省資源化を推進し、環境負荷低減に努めます。

事務室内等の適正な温度管理を実施するため、５月１日から１０月３１日まで軽装を励行しています。

ＷＥＢ会議システムの活用を推進し、会議に係る出張旅費、移動時間を削減するとともに、交通に係るCO_2排出量の削減にも努めます。

（３）紙資源の節減に努めます。

役員会等の会議資料については、両面印刷、２アップ印刷を推進することにより紙資源の削減に努めています。

（４）温室効果ガスの排出抑制に努めます。

温室効果ガスの排出を抑制するために実行計画を策定し、令和１２年度までに排出量を平成２６年度比４０%削減とする目標を掲げ、達成に向けて取り組んでいます。

複数の電力供給会社がある場合、環境配慮契約法に配慮した供給会社との売買契約に努めます。

（５）廃棄物の適正管理と減量化に努めます。

びん・カン・ペットボトル等の分別回収を徹底します。

医療廃棄物及び一般廃棄物の適正な管理に努めます。

Ⅱ　ＪＣＨＯの概要

ＪＣＨＯの理念	**我ら全国ネットのＪＣＨＯは 地域の住民、行政、関係機関と連携し 地域医療の改革を進め 安心して暮らせる地域づくりに貢献します**
キャッチフレーズ	**安心の地域医療を支えるＪＣＨＯ**

1　沿革

全国の社会保険病院等（社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院）は、これまで、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（ＲＦＯ）が（社）全国社会保険協会連合会、（財）厚生年金事業振興団、（財）船員保険会に運営を委託して医療を提供してきました。

年金・健康保険福祉施設整理機構法の改正（平成２３年法律第７３号）により、平成２６年４月にこれらの病院はＲＦＯが改組されて発足する独立行政法人地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）が直接運営する病院グループとなりました。

2　事業の内容

（１）設立目的

独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院、介護老人保健施設等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

根拠法律：独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成１７年法律第７１号）

（２）設立時期

平成２６年４月１日

（３）業務の概要

１．病院の設置及び運営を行うこと。
２．介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。
３．看護師養成施設の設置及び運営を行うこと。
４．１から３までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（４）施設数（令和８年４月１日現在）

・病院：５７施設　　・介護老人保健施設：２３施設
・訪問看護ステーション：４０施設　・地域包括支援センター：１１病院１２センター
・在宅介護支援センター：２施設　　・居宅介護支援センター：２６施設
・看護専門学校：２施設　　・研修センター：１施設

（５）常勤職員数（令和８年４月１日現在）

約２４，３００名（医師　約２，８００人、看護師　約１２，７００人
事務職　約１，４００人、その他　約７，４００人）

（６）地域で必要とされる医療の提供

ＪＣＨＯは、病院群の地域的かつ機能的な多様性の強みを活かし、５疾病６事業、リハビリテーション、在宅医療、その他地域において必要とされる医療及び介護について、全国ネットワークを活用しつつ、その確保と質の向上に取り組んでいます。

ＪＣＨＯでは一般病床に加えて、回復期病床、慢性期病床、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等を有する機能を活かし、在宅療養を維持するための支援に力を入れています。病院から在宅、在宅から病院へのスムーズな移行のため、診療所や介護サービス事業者との連携を充実させ、医療及び介護の両面から支援を行っています。

２３施設ある介護老人保健施設では、積極的に在宅復帰を支援しているほか、医療ニーズの高い利用者の受入れや看取りにも取り組んでいます。訪問看護ステーションについては、２４時間対応やターミナル期・重傷者の受入れなど、体制の強化に取り組んでいます。

病院併設の介護老人保健施設や訪問看護ステーションであるという特長を活かし、質の高い医療・介護の提供を心掛け、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献し、地域にとってなくてはならない病院を目指しています。

居宅介護支援事業については、要介護者等が適切なサービスを受けられるよう関係機関と密に連携し調整を行っています。

地域包括支援センターは、地域住民の保護・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防が必要な人への包括的な支援などを総合的に行う重要な機関であり、ＪＣＨＯ病院は、市町村からの委託を受け地域包括支援センターを運営することで、地域包括ケア推進に貢献しています。

（７）５疾病・６事業（令和８年４月１日現在）

ア　５疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）

地域のニーズを踏まえ、各病院においてこれまでの取組みの充実を行います。

イ　６事業（救急医療、災害医療、新興感染症対応、へき地医療、周産期医療、小児医療）

（ア）救急医療

地域住民と地域医療に貢献するために、救急医療に積極的に取り組み、救急患者の受入数の増加を目指します。

・救命救急センター　２施設　・救急告示病院　５６施設

（イ）災害医療

大規模災害が発生した場合には、被災地の実情に応じ、災害発生初期のみならず持続的に支援を行います。

・都道府県指定災害拠点病院　１３施設　・災害支援病院等　２２施設

（ウ）新興感染症対応

新興感染症発生・まん延時は、国や自治体と連携し、感染症医療及び通常医療の提供体制の確保を図ります。

・第二種感染症指定医療機関　１３施設

（エ）へき地医療

へき地を含む医師不足地域への支援について、全国的なネットワークを活かして協力を行います。

・へき地医療拠点病院　７施設　・へき地診療所の指定管理　１施設

・離島・へき地等への医師派遣　１２施設

（オ）周産期医療

分娩数、ハイリスク分娩数、母体又は新生児搬送の受入数の増加を目指します。

・地域周産期母子医療センター認定病院　６施設

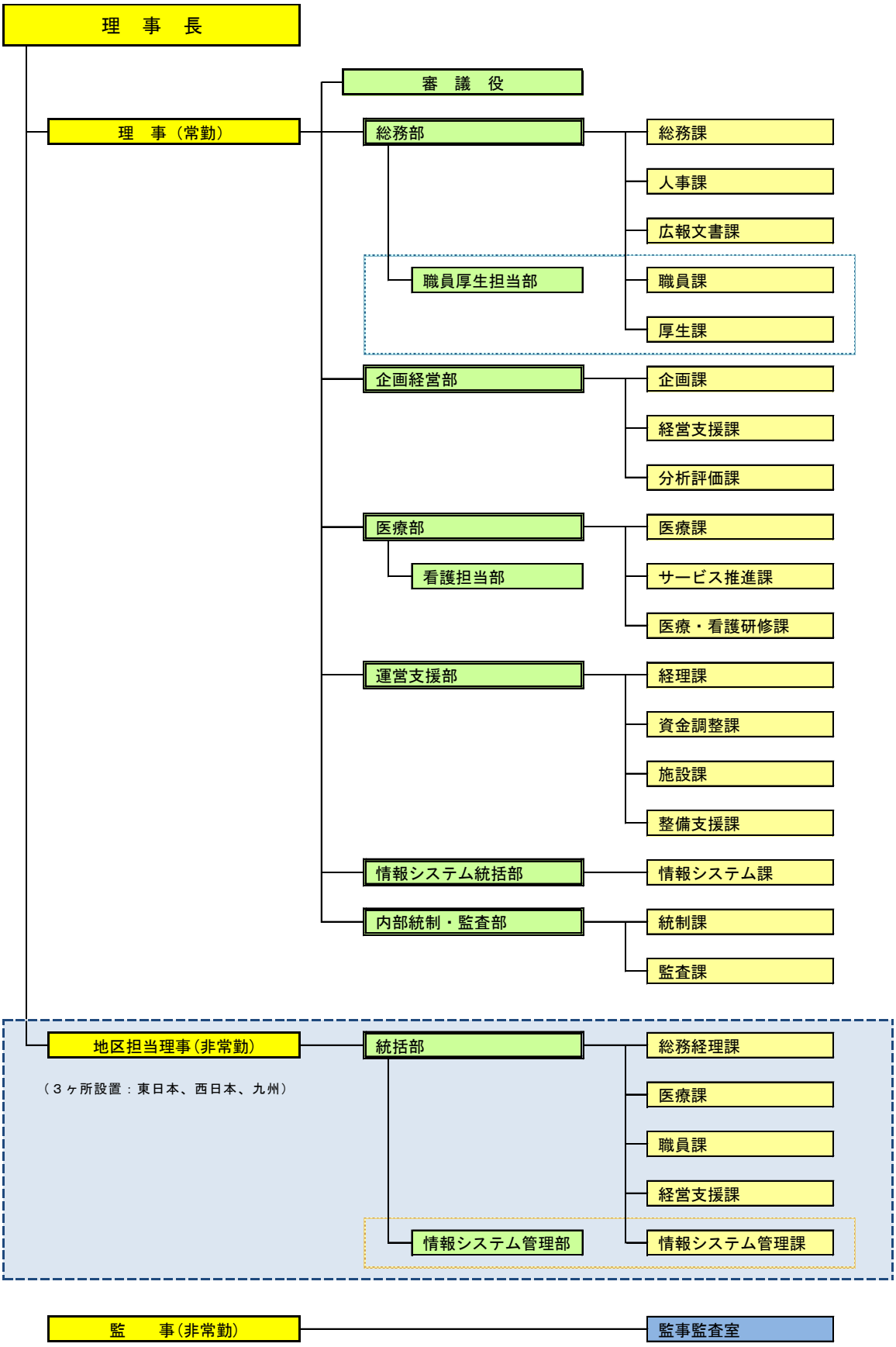
・ハイリスク分娩取扱病院　１１施設

（カ）小児医療

小児救急患者の受入数の増加を目指します。

・小児救急医療（病院群輪番制・夜間休日対応）　２０施設

ＪＣＨＯの組織図（本部・地区事務所）



ＪＣＨＯグループ　施設一覧（令和８年４月１日現在）

病院

名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道病院	062-8618	北海道札幌市豊平区中の島１条 8-3-18	011-831-5151
札幌北辰病院	004-8618	北海道札幌市厚別区厚別中央２条 6-2-1	011-893-3000
登別病院	059-0598	北海道登別市登別東町３-10-22	0143-80-1115
仙台病院	981-3281	宮城県仙台市泉区紫山 2-1-1	022-378-9111
仙台南病院	981-1103	宮城県仙台市太白区中田町字前沖 143	022-306-1711
秋田病院	016-0851	秋田県能代市緑町 5-22	0185-52-3271
二本松病院	964-8501	福島県二本松市成田町 1-553	0243-23-1231
うつのみや病院	321-0143	栃木県宇都宮市南高砂町 11-17	028-653-1001
群馬中央病院	371-0025	群馬県前橋市紅雲町 1-7-13	027-221-8165
さいたま北部医療センター	331-8625	埼玉県さいたま市北区宮原町 1-851	048-663-1671
埼玉メディカルセンター	330-0074	埼玉県さいたま市浦和区北浦和 4-9-3	048-832-4951
千葉病院	260-8710	千葉県千葉市中央区仁戸名町 682	043-261-2211
船橋中央病院	273-8556	千葉県船橋市海神 6-13-10	047-433-2111
東京高輪病院	108-8606	東京都港区高輪 3-10-11	03-3443-9191
東京新宿メディカルセンター	162-8543	東京都新宿区津久戸町 5－1	03-3269-8111
東京山手メディカルセンター	169-0073	東京都新宿区百人町 3-22-1	03-3364-0251
東京城東病院	136-0071	東京都江東区亀戸 9-13-1	03-3685-1431
東京蒲田医療センター	144-0035	東京都大田区南蒲田 2-19-2	03-3738-8221
横浜中央病院	231-8553	神奈川県横浜市中区山下町 268	045-641-1921
横浜保土ケ谷中央病院	240-8585	神奈川県横浜市保土ケ谷区釜台町 43－1	045-331-1251
相模野病院	252-0206	神奈川県相模原市中央区淵野辺 1-2-30	042-752-2025
湯河原病院	259-0396	神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-21-6	0465-63-2211
山梨病院	400-0025	山梨県甲府市朝日 3-11-16	055-252-8831
高岡ふしき病院	933-0115	富山県高岡市伏木古府元町 8-5	0766-44-1181
金沢病院	920-8610	石川県金沢市沖町ハ-15	076-252-2200
福井勝山総合病院	911-8558	福井県勝山市長山町 2-6-21	0779-88-0350
若狭高浜病院	919-2293	福井県大飯郡高浜町宮崎 87-14-2	0770-72-0880
可児とうのう病院	509-0206	岐阜県可児市土田 1221-5	0574-25-3113
清水さくら病院	424-8601	静岡県静岡市清水区袖師町 2001 番地	054-340-8301
三島総合病院	411-0801	静岡県三島市谷田字藤久保 2276	055-975-3031
中京病院	457-8510	愛知県名古屋市南区三条 1-1-10	052-691-7151

四日市羽津医療センター	510-0016	三重県四日市市羽津山町 10-8	059-331-2000
滋賀病院	520-0846	滋賀県大津市富士見台 16-1	077-537-3101
京都鞍馬口医療センター	603-8151	京都府京都市北区小山下総町 27	075-441-6101
大阪病院	553-0003	大阪府大阪市福島区福島 4-2-78	06-6441-5451
大阪みなと中央病院	552-0003	大阪府大阪市港区磯路 1-7-1	06-6572-5721
星ヶ丘医療センター	573-8511	大阪府枚方市星丘 4-8-1	072-840-2641
神戸中央病院	651-1145	兵庫県神戸市北区惣山町 2-1-1	078-594-2211
大和郡山病院	639-1013	奈良県大和郡山市朝日町 1-62	0743-53-1111
玉造病院	699-0293	島根県松江市玉湯町湯町 1-2	0852-62-1560
下関医療センター	750-0061	山口県下関市上新地町 3-3-8	083-231-5811
徳山中央病院	745-8522	山口県周南市孝田町 1-1	0834-28-4411
りつりん病院	760-0073	香川県高松市栗林町 3-5-9	087-862-3171
宇和島病病院	798-0053	愛媛県宇和島市賀古町 2-1-37	0895-22-5616
高知西病院	780-8040	高知県高知市神田 317-12	088-843-1501
九州病院	806-8501	福岡県北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1	093-641-5111
久留米総合病院	830-0013	福岡県久留米市櫛原町 21	0942-33-1211
福岡ゆたか中央病院	822-0001	福岡県直方市大字感田 523-5	0949-26-2311
佐賀中部病院	849-8522	佐賀県佐賀市兵庫南 3-8-1	0952-28-5311
松浦中央病院	859-4594	長崎県松浦市志佐町浦免 856-1	0956-72-3300
諫早総合病院	854-8501	長崎県諫早市永昌東町 24-1	0957-22-1380
熊本総合病院	866-8660	熊本県八代市通町 10-10	0965-32-7111
人吉医療センター	868-8555	熊本県人吉市老神町 35	0966-22-2191
天草中央総合病院	863-0033	熊本県天草市東町 101	0969-22-0011
南海医療センター	876-0857	大分県佐伯市常盤西町 7-8	0972-22-0547
湯布院病院	879-5193	大分県由布市湯布院町川南 252	0977-84-3171
宮崎江南病院	880-8585	宮崎県宮崎市大坪西 1-2-1	0985-51-7575

本部・地区事務所

名称	郵便番号	住所	電話番号
本部	108-8583	東京都港区高輪 3-22-12　3 階	03-5791-8220
東日本地区事務所	108-0074	東京都港区高輪 3-22-12　1 階	03-3445-0800
西日本地区事務所	553-0003	大阪府大阪市福島区福島 4-2-78 大阪病院別館 3 階	06-6448-8680
九州地区事務所	806-0034	福岡県北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1 九州病院別館 4 階	093-647-1021
JCHO 研修センター	160-0022	東京都新宿区新宿 5 - 5 -10	03-6685-3680

※正式名称は「独立行政法人地域医療機能推進機構＋名称」です。

Ⅲ　ＪＣＨＯにおける環境配慮取組実績

１　総エネルギー資源投入量

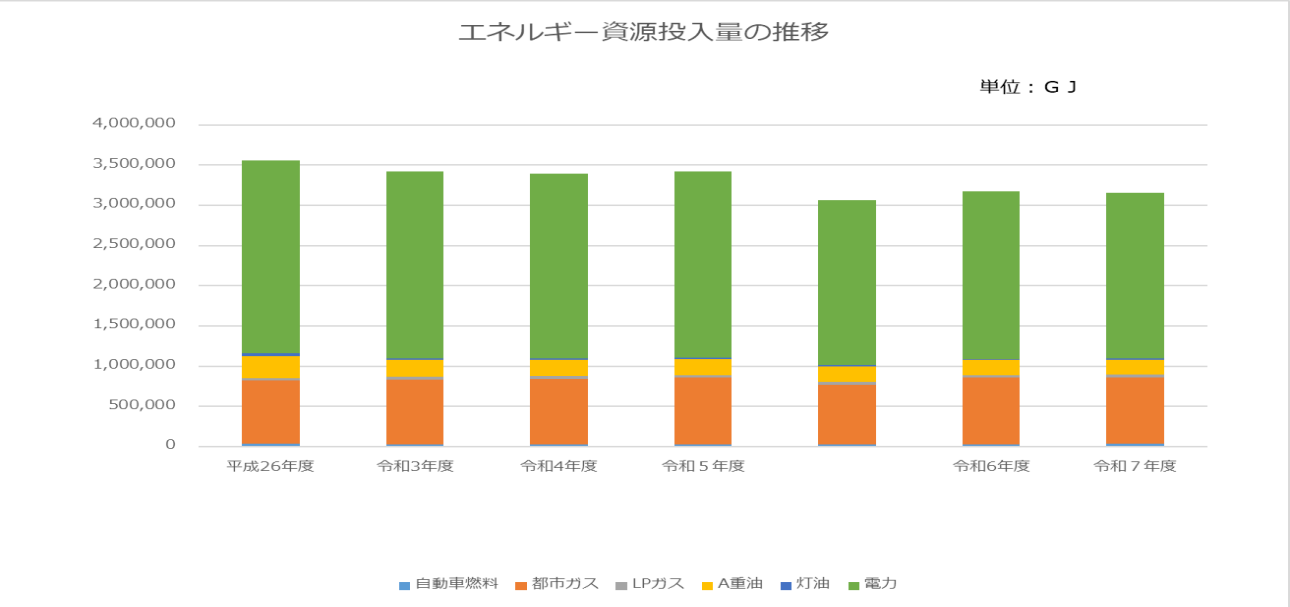
令和７年度のエネルギー資源の投入量は、平成２６年度と比較して約１１．３%の削減に成功しております。今後さらに減少させることができるよう、機構全体を挙げて取り組んでまいります。

単位：ＧＪ（ギガジュール）

	平成26年度	令和3年度	令和4年度	令和５年度		令和6年度	令和７年度
				令和5年度（改正前）	令和5年度（改正後）		
自動車燃料	30,944	27,119	27,094	25,750	25,388	30,124	35,858
都市ガス	787,848	805,862	815,718	832,787	743,560	826,279	822,604
LPガス	33,349	30,074	30,378	30,785	30,361	32,715	35,220
A重油	272,797	218,647	204,063	200,427	199,401	184,269	184,814
灯油	39,176	16,332	14,864	17,543	17,447	14,527	16,790
電力	2,388,780	2,319,070	2,299,747	2,315,503	2,051,387	2,084,530	2,056,631
合計	3,552,894	3,417,104	3,391,864	3,422,795	3,067,544	3,172,444	3,151,917
対26年度比	ー	96.2%	95.5%	96.3%	86.3%	89.3%	88.7%

※エネルギー使用量は、（年間使用量×エネルギー毎の熱量換算係数）で算出しています。

※令和６年度報告から排出係数が変更されたため、令和５年度は【改正前後】の数値を掲載し、令和６年度以降は【改正後】の数値を掲載しています。



2　温室効果ガスの排出量

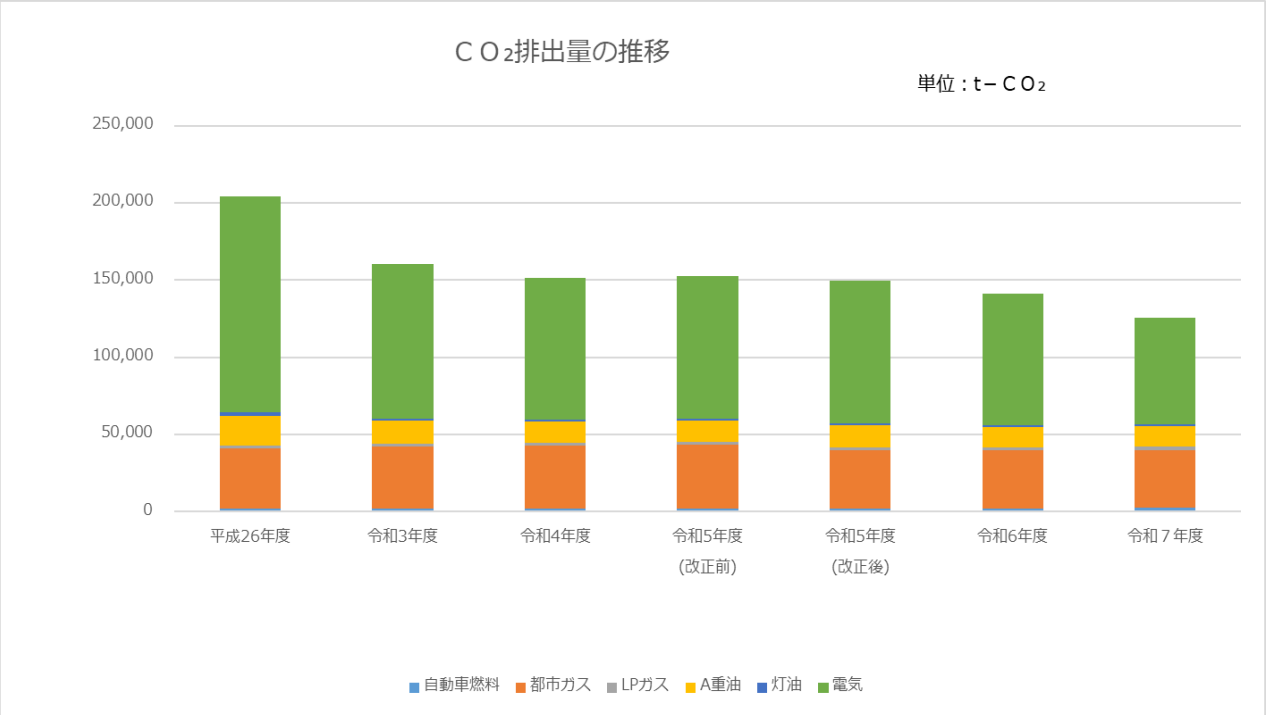
温室効果ガスの排出量は、令和１２年度に平成２６年度比４０%削減の目標を掲げております。令和７年度の排出量の合計は、昨年度と比較すると約２%減少しており、平成２６年度と比較して約４０%減となっています。令和１２年度の目標に向け、さらに排出量を減少させていけるよう、機構全体で取り組んでまいります。

単位：t-CO_2

	平成26年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(改正前)	令和5年度(改正後)	令和6年度	令和７年度	目標値
自動車燃料	2,102	1,839	1,836	1,744	1,745	2,070	2,463	1,261
都市ガス	38,873	40,186	40,677	41,528	38,107	37,670	37,597	23,324
LPガス	1,970	1,775	1,793	1,817	1,815	1,955	2,105	1,182
A重油	18,922	15,152	14,142	13,890	14,111	13,040	13,079	11,353
灯油	2,660	1,108	1,008	1,190	1,196	996	1,151	1,596
電気	139,982	100,600	92,156	92,435	92,435	85,632	69,291	83,989
合計	204,509	160,660	151,612	152,604	149,409	141,363	125,686	122,705
対26年度比	—	78.6%	74.1%	74.6%	73.1%	69.1%	61.5%	60.0%

※温室効果ガスの排出量は、（年間の燃料使用量×エネルギー毎のCO_2換算係数）で算出しています。

※令和６年度報告から排出係数が変更されたため、令和５年度は【改正前後】の数値を掲載し、令和６年度以降は【改正後】の数値を掲載しています。



3　環境物品等の調達実績

（１）令和７年度の取組み

ＪＣＨＯでは、環境負荷低減のため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨に則り、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を策定し、品目ごとに数値目標を決めて取り組んでいます。

（２）特定調達品目の調達状況

令和７年度特定調達品目の調達状況は下記のとおりです。病院へ周知をする数値目標を達成したのは調達物品２９３品目のうち３７品目（全品目数の１３．０%）であり、目標を概ね（目標値の８０%以上）達成することが出来たものを加えると、２９３品目のうち８１品目（全品目数の２７．６%）となりました。

分野	目標値	環境物品等調達品目	目標達成（100%）調達品目	概ね目標達成（80%以上）調達品目	100%+概ね目標達成率
消火器	100%	1 品目	0 品目	1 品目	100%
電子計算機等	100%	4 品目	0 品目	3 品目	75%
照明	100%	3 品目	0 品目	2 品目	67%
ｲﾝﾃﾘｱ・寝装寝具	100%	11 品目	4 品目	2 品目	55%
画像機器等	100%	10 品目	1 品目	4 品目	50%
役務	100%	20 品目	7 品目	3 品目	50%
紙類	100%	7 品目	0 品目	3 品目	43%
合計	-	293 品目	37 品目	44 品目	27.6%

※達成率の高い分野を掲載

（３）特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

環境物品の選択に当たっては可能な限りエコマーク、グリーンマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努めました。

（４）環境物品等の調達に当たっての配慮

今後の調達においても、引き続き病院の運営状況に留意しつつ機能性及び価格面の双方に考慮し、グリーン購入法に基づいた取り組みを積極的に行い、環境物品のより一層の推進のため調達目標が達成した品目が増えるよう努めることとします。

４　省エネルギーへの取組みについて

世界的に地球温暖化対策が求められている中で、京都議定書の締結（平成１４年６月）により我が国でも温室効果ガスの６％削減が義務付けられ、また平成２５年４月に省エネ法が改正され、さらには平成２７年７月にパリ協定が採択され、我が国では２０３０年度までに平成２５年比で２６％削減とすることを目標とする約束草案を政府の地球温暖化対策推進本部において決定されました。

このような状況を踏まえ、ＪＣＨＯでは、温室効果ガスの排出抑制のために省エネに積極的に取り組んでいく必要があると考えており、エネルギー使用量等の削減のため、本部、地区事務所、各病院で省エネに取り組んでいます。

主な取組

- 蛍光灯の間引きの実施とＬＥＤ照明への交換による電力使用量削減。
- エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- 人の居ない部屋の消灯やエアコンのＯＦＦをこまめに行う。
- 冷暖房は適正な温度設定を保つ。
- コピー用紙は再生紙を購入する。
- ミスプリントのコピー用紙は廃棄せず、裏面を再利用する。
- ２アップ、両面コピーを励行する。
- 節水に努める。
- 文房具等、詰め替え用の商品を優先して使用している。
- 夏季は軽装を実施している。

他にも各病院において、空調温度やクールビズ、節電、節水励行等のポスター、シールやステッカーを貼り付ける等の啓蒙活動や、環境省主催のライトダウンキャンペーンに参画し照明低減を図る、省エネ委員会等の省エネを促進する組織を編成する等、組織的に省エネを推進しています。また、更なる省エネルギーの推進を図るべく、電力消費の削減に効果のある定時退庁日の導入もしております。

さらに、省エネ法に基づいて計画し、令和７年度に実施した省エネルギー対策整備は以下のとおりです。

・照明器具 LED 化
・冷温水発生機更新
・新設するエアコン等はグリーン購入法該当機種を選定

5　温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定

（１）温室効果ガス排出の抑制のための実行計画について

ＪＣＨＯにおいては、「独立行政法人地域医療機能推進機構における温室効果ガス排出の抑制のための実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、実行計画の期間中（令和３年度～令和１２年度）、毎年度、実行計画の取組状況について環境報告書等で公表することとしています。

（２）温室効果ガスの削減目標達成のための排出抑制対策

ＪＣＨＯは、平成２６年度比で令和１２年度までに温室効果ガスの総排出量を概ね４０%削減することを目標とし、各施設の実状を考慮しながら、以下の排出抑制策に取り組んでいくこととしています。

ア　製品やサービスの購入・使用に当たっての配慮

（ア）低公害車(ハイブリッド、電気、燃料電池自動車等)の導入

①　初期投資費用に考慮しつつ、低公害車比率を高めていくものとする。

②　自動車の買換えについては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択することにより、温室効果ガスの排出量が少ない自動車を導入する。

（イ）自動車の効率的利用等

a　自動車の効率的利用

①　本部、各地区事務所及び各病院は、それぞれ所有する自動車一台ごとの走行距離、燃費を把握し、燃料の使用量の調査を実施する。

②　燃料節約と排出ガス削減のため、信号待ちや駐停車時のアイドリングストップを励行する。

③　利用する自動車について、電子料金徴収システム（ＥＴＣ）車載器、道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）の設置を推進し、交通渋滞緩和に努める。

④　燃費向上の為、タイヤ空気圧調整などの定期的な自動車の点検、整備の励行を図る。

⑤　カーエアコンの設定温度は、施設内における設定温度（冷房の場合は２８度程度、暖房の場合は１９度程度）を踏まえて、業務に支障のない範囲内で適正な温度の設定を行う。

⑥　通勤時や業務時の移動において、可能な限り鉄道・バス等公共交通機関を利

用する。

b　所有する自動車の台数の見直し

自動車は、適切な台数を保有するよう努める。

（ウ）エネルギー消費効率が高い機器の導入

ライフサイクルコストについて考慮しつつ、エネルギー消費が多いＯＡ機器及び蛍光灯などの照明器具を省エネルギー型のものに切り替え、使用頻度の少ないＯＡ機器のプラグはこまめに抜いて、業務に支障無い範囲で待機電力を削減するよう努める。また、既存の水栓については、節水コマや吐出口に節水器具を取り付けることで節水を図り、洗浄便座については省エネルギーモードがある場合にはその設定により、使用面での改善を図る。

（エ）用紙類の使用量の削減

①　コピー用紙等の用紙類の年間使用量の削減に努める。

②　各会議及び研修についてＷＥＢで開催する頻度を高め、資料をデータで配布することにより、必要な場合のみ印刷することとし、節減を図る。

③　会議資料について可能な限り両面印刷、2 アップ印刷を実施し、使用量の削減を図る。

④　不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書）については、印字内容を点検し、情報漏えいに留意の上、再使用、再生利用の徹底を図る。

（オ）再生紙などの再生品の活用

a　再生紙の使用

コピー用紙、罫紙、トイレットペーパー等の紙製品については、再生紙の使用を推進する。

b　再生品の活用

再生材料から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の使用を推進する。

（カ）温室効果ガス排出量が少ない製品の購入、使用の推進等

a　代替フロン（※１）等を使用した製品の購入、使用の推進

冷蔵庫、空調機器等の更新に当たっては、ライフサイクルコストについて考慮しつつ、可能な限りフロン代替物質を使用した製品に転換していくが、代替フロンを使用している製品を選択せざるを得ない場合は、地球

温暖化への影響がより小さい機器の導入に努める。

※１　代替フロンとは…フロンに替わり、オゾン層を破壊しないものとして開発されたＨＦＣ（ハイドロフルオロカーボン）のことで、エアコンなどの冷却材などに用いられるが、地球温暖化係数は低くないため、後々は二酸化炭素などのフロン代替物質に転換していく必要がある。

b　電気設備の遮断器・開閉器等からのＳＦ６（※２）の回収、破壊の推進

電気設備の遮断器・開閉器等を撤去する際には、ＳＦ６の使用の有無を確認し、使用されている場合には、当該品について原則として専門業者による回収、破壊を行う。

※２　ＳＦ６とは…六フッ化硫黄。絶縁材などとして使用されている化学物質で、温室効果を持つ気体の一つ。

c　エアゾール製品（塗料・消臭剤等）を使用する場合には、安全性に配慮し、必要不可欠な用途を除いて、ノンフロン系製品の使用を推奨する。

（キ）その他

a　その他温室効果ガス排出量が少ない製品の選択

①　環境ラベルや製品の環境情報を纏めたデータベースなどを活用し、ライフサイクルコストについて考慮しつつ、可能な限り温室効果ガスの排出量が少ない環境物品等の調達を推進する。

②　現に使用しているボイラー、冷温水発生機で複数の燃料（重油、灯油、都市ガス）が利用可能な場合は、ライフサイクルコストについて考慮しつつ、温室効果ガスの排出量が相対的に少ないものを選択、使用するよう努める。

③　ボイラー、冷温水発生機の更新・改修に当たっては、ライフサイクルコストについて考慮しつつ、都市ガス又は電気のように温室効果ガスの排出量が相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう努める。

④　更なるエネルギーの使用の合理化を図るため、可能な限り設備・機器の導入、改修の実施に努める。

⑤　再生材料から作られた物品や詰め替え可能な製品（リサイクルトナー等）など、温室効果ガス排出抑制に寄与する製品の使用を推進する。

b　製品の長期使用

机等の事務用品の不具合や更新を予定していない電気製品等の故障の際は、修繕をする等、可能な限り再使用に努める。

c　エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

施設内の自動販売機については、エネルギー消費がより少ない機種への変更や設置台数を見直す等、適切な配置を促す。

イ　建築物の建築、管理等に当たっての配慮

（ア）既存の建築物における省エネルギー対策の推進

建築物を建築する際には、ライフサイクルコストについて考慮しつつ、可能な限り省エネルギー化・温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備するように努める。

（イ）温室効果ガスの排出の抑制に資する建設資材の選択の推進

① 建築物の断熱性能向上のため、ライフサイクルコストについて考慮しつつ、可能な限り屋根、外壁への断熱材の使用、断熱サッシ・ドア等の使用を推進する。

② 変圧器を新設する際には、トップランナー変圧器２０１４（省エネ法に基づき製造された変圧器）を採用する。トップランナー変圧器２０１４適用除外の変圧器については、ライフサイクルコストについて考慮しつつ、エネルギー損失の少ない変圧器を採用し、エネルギー損失の低減に努める。

③ 三相誘導電動機を新設する際には、ライフサイクルコストについて考慮しつつ、トップランナーモータ（省エネ法に基づき製造された三相誘導電動機）の採用に努める。

④ 廃棄物等から作られた再生品の建築資材の使用を推進する。

（ウ）温室効果ガスの排出量が少ない空調設備の導入

空調設備については、ライフサイクルコストについて考慮しつつ、高効率エアコン等の温室効果ガスの排出量が少ない機器の導入に可能な限り努める。

（エ）その他

① 定格出力が大きく負荷の変動があるポンプや送風機等についてインバータ装置の導入に努める。

② エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて導入を検討する。

③ 照明器具に反射板を取り付けることにより照明の照度の向上に努める。

④ 白熱灯や蛍光灯からＬＥＤ照明器具への切替えを図る。

⑤　屋外照明器具は、照明効果の高い適切な照明機器の選定や、人感、明暗センサーの設置を推進する。

⑥　二酸化炭素の削減を図るため、ライフサイクルコストを考慮しつつ、敷地内の緑化を推進する。

ウ　その他の事務・事業に当たっての配慮

（ア）エネルギー使用量の抑制の推進

①　施設内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は２８度程度、暖房の場合は１９度程度）を、事務及び事業に支障のない範囲内でできる限り実施するよう、空調設備の適正運転を行う。

②　建物内での服装について、夏季においてクールビズを、冬季においてウォームビズを励行する。

③　冷暖房中の窓や出入口の開放禁止を徹底する。

④　発熱が大きいＯＡ機器類の配置を工夫する。

⑤　昼休みは、特に照明が必要な箇所を除き消灯する。また、夜間においても業務上必要最小限の範囲内での使用とする。

⑥　職員に対して、直近階への移動の際の階段利用を奨励する。

⑦　JCHOnet 内ＷＥＢ会議システムの活用を推進し、会議に係る出張旅費、移動時間の削減とともに交通に係るCO_2排出量の削減に努める。

（イ）電力の購入契約における温室効果ガス排出削減への配慮

複数の電力供給会社がある場合、環境配慮契約法（※３）に配慮した供給会社との売買契約に努める。

※３　環境配慮契約法とは、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成１９年５月２３日施行）の略称。病院施設等で使用する電気の購入や改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定することの推進を求めている。

（ウ）ゴミの分別

①　びん、カン、ペットボトル及び廃プラスチック類の分別回収を積極的に実施する。

②　分別回収ボックスを適切に配置する。

③　不要になった用紙は、クリップ、バインダーなどの器具を外して分別回収するよう努める。

エ　職員に対する情報提供の推進

①　職員が参加できる地球温暖化対策に関する取組みについて、情報提供を行う。
②　職員から省ＣＯ2化に資するアイディア（エコ・アイディア）を募集し、効果的なものを実行に移すよう努める。
③　環境物品の調達の推進を図るための方針に基づき、環境保全に配慮した取組みを進める。